

土木技術者・研究者は災害の予知・予防の為に精力を注いでいるのであるが、往々にして豪雨、地震等による災害によ、ことの無力さを感じさせられる。だが、あまこした災害を詳細に検討する事によって防災の道を一歩進む事が出来るであろう。殊に、筆者は都市化した内水災害の危険性の大きい地域に於ける防災(治水)に關心をもっている^{*}ので、現在までの水害関係の訴訟(=これによって種々の問題が浮かび上がってくる。)を参考にし、この様な地域に於ける災害予防の為に如何なる姿勢・態度で研究を進めて行くべきかを考えてみた。もっともこの種の問題は行政上の問題であ、技術上の問題は出るのかもしれないが、どうい、た制約の中での効率の良否、否、判断をも打破する向きを考える事は有意義な事であろう。以上の事を念頭に置いて水害訴訟の概観を以下に記す。

^{*}“内水災害及びその対策について”の考察(福井) 東洋大学工学部研究報告50

1. 洪水による被害発生の原因・形態²⁾

洪水による被害発生の原因・形態を示し、どれに該当する訴訟例を示す。

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| i. 都市水害型 | 大東水害、前山川・矢田川(愛知)、志賀茂川(三重)。 |
| ii. ダム施設による洪水被害型 | 川内川鶴田ダム(鹿児島)、大田川カサダダム(広島)、高深川新成羽ダム。 |
| iii. 堤防の護岸に欠陥・河川改修工事による型 | 矢野田川(広島)、多戸川、加治川、安曇川(長野)。 |

i. 都市水害型を今少し詳しくみると²⁾

- ① 大河川の破堤・氾濫による場合、
 - ② 要港高潮による海からの水害、
 - ③ 集中豪雨による土砂流を伴う水害、
 - ④ 都市内を流れる一級の中・小河川の氾濫、
 - ⑤ 内水による基水、
- 等に分類される。

2. 水害訴訟の歴史^{2), 3)}

昭和47年水災害以後の損害賠償請求が多く、それ以前では、明治29年を最初にして、平和池ダム(京都)決壊事件(5.26)、銅山川(愛媛)柳瀬ダム事件(5.31)、名古屋海岸堤防事件(5.34)、土蔵川(香川)・水車事件(4.44) がある位でこの殆んどが請求棄却とな、っている。その様に訴訟が少なかった理由は、

- ① 水害を天災と考える事。(又、実際に我が国では天災である事も多かった。)
- ② かつては賠償責任が認められなかった事。
- ③ 訴訟すると管方とのおとの具合が悪くなる事。
- ④ 訴訟するよりも補助金をもろう方が早い事。

等であるが、やはり風水害を天災と歸する寛容(?)な国民性がオの大きな原因であろう。が最近の公害訴訟等に見られる住民の権利意識が水害等に対しても向けられ、こここの種の訴訟がふえてきている。

3. 訴訟事例

では、その様な訴訟について今少し詳しく検討する。裁判は国家賠償法2条の適用可否で争とわれている。国家賠償法2条一項「道路、河川その他の営建物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたとき

